

平成28年第1回定例会（2月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 追加提案分 ——

平成28年3月8日

健康福祉部

目 次

◎ 議案関係

- 1 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要 (障害福祉課) …………… 1
- 2 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要 (障害福祉課) …………… 2

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、基準該当児童発達支援に係る指定通所介護事業所に関する特例の基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

介護保険法で定める小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行することに伴い、当該事業所の指定権者が市町村となることから、引き続き基準該当障害児通所支援を提供できるよう、特例の基準を加えることとする。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとする。

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正により、基準該当自立訓練（機能訓練、生活訓練）に係る基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の基準を加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 障害者が、近隣において自立訓練（機能訓練、生活訓練）を利用することが困難な場合に、一定の要件を満たした介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当事業所として活用できるよう、特例の基準を加えることとする。
- (2) 介護保険法で定める小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行することに伴い、当該事業所の指定権者が市町村となることから、引き続き基準該当障害福祉サービスを提供できるよう、特例の基準を加えることとする。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとする。

《参考》

条例改正の背景となるサービス提供体制の拡充等について

1 小規模の通所介護が地域密着型通所介護に移行することに伴う改正

障害児（者）に対する通所（デイ）サービスが提供されていない地域において、一定の要件※を満たした指定通所介護事業所又は指定療養通所介護事業所のサービスを、基準該当障害児通所支援及び基準該当障害福祉サービスとして障害児（者）が利用することを可能としているが、**小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行することに伴い、当該事業所の指定権者が市町村となることから、引き続き基準該当障害児通所支援及び基準該当障害福祉サービスを利用できるよう、特例の基準を加える。**

（秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 改正内容関係）

（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 改正内容(2)関係）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等における障害者の受け入れ

障害者に対する通所（デイ）サービスが提供されていない地域において一定の要件※を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の「**通いサービス**」を、「**自立訓練（機能訓練）**」又は「**自立訓練（生活訓練）**」として**障害者が利用**することを可能とする。

（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 改正内容(1)関係）

※一定の要件

- ① 定員
- ② 面積基準
- ③ 職員数
- ④ 技術的支援

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(指定通所介護事業所等に関する特例)</p> <p>第三十四条 規則で定める要件に適合する指定通所介護事業者等(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)に該当する地域密着型通所介護(同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。)をいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定通所介護等(同条例第六十七条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等(同条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は同条例第二百二十三条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第三十二条(第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。</p>	<p>(指定通所介護事業所に関する特例)</p> <p>第三十四条 規則で定める要件に適合する指定通所介護事業者(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者及び同条例第七十八条第二項に規定する指定療養通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定通所介護(同条例第六十七条に規定する指定通所介護及び同条例第七十八条第一項に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所及び同条例第七十九条第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第三十二条(第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。</p>

新	旧
<p>目次</p> <p>略</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十九条）</p> <p>— 第九十条 —</p> <p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条）</p> <p>— 第九十八条 —</p> <p>略</p> <p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第五十一条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百二十一条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者等（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型通所介護（同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提</p>	<p>目次</p> <p>略</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十九条）</p> <p>・ 第九十条 —</p> <p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条）</p> <p>・ 第九十八条 —</p> <p>略</p> <p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第五十一条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百二十一条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者及び同条例第七十八条第二項に規定する指定療養通所介護事業者</p> <p>をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提</p>

供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護等（同条例第六十七条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 略

（基準該当短期入所の基準）

第六十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第八十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第九十七条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十四条の二の規定により同条例第二十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第五十条において準用する同条例第三十四条の二の規定により同条例第四十八条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者又は障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六十三条第五項又は第七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

二 略

供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護（同条例第六十七条に規定する指定通所介護及び同条例第七十八条第一項に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 略

（基準該当短期入所の基準）

第六十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十四条の二の規定により同条例第二十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第五十条において準用する同条例第三十四条の二の規定により同条例第四十八条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者又は障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六十三条第五項又は第七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。

二 略

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第八十九条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百二十一条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護等を提供するものであること。

二 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第八十九条の二 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対し指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第九十七条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百二十一条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりと

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第八十九条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百二十一条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

二 略

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第九十七条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百二十一条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりと

する。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護等を提供するものであること。

二 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第九十七条の二 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

する。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

二 略